

南摩小学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

《 はじめに 》

文部科学省は、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもたちの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる」と示しました。その後、“人と人との距離の確保”、“マスクの着用”、“手洗いなどの手指衛生”といった基本的な感染対策を継続するという新しい生活様式を普及させることを前提とし、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る方向性を示し、段階的な過程を経て学校を再開する指針を示しました。

これらの状況を受け、鹿沼市教育委員会においても、本市の児童生徒の将来を見据え、学びの保障、心身の健康の保持増進、豊かな人間性の育成などの実現に向け、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を最大限講じつつ、学校を再開することを決定しました。

そこで、今後学校が教育活動を行っていく中で、児童及び教職員への感染を防止するための基本的な考え方や対策等に関するマニュアルを作成しました。

本マニュアルは、国や県、市の方針に基づき、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」の3つの視点から、学校が留意すべき事項についてまとめたものです。

なお、新型コロナウイルスについては、状況が日々変化していくため、内容について変更が生じる可能性がありますことをご了承ください。今後も国や県、市の動向を見ながら、実態に応じて対応していきたいと思っております。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

《 学校における基本的な感染予防対策方針 》

(1) 基本的な感染症対策の実施（「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」より）

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行う。

◎ 感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がみられる児童については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・昇降口で検温カードを確認し、登校前に確認できなかった児童については、保健室等で検温及び風邪症状を確認する。

◎ 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、マスク着用の指導を徹底する。

◎ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(2) 集団感染のリスクへの対応（「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議見解」より）

集団感染リスクを伴う3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避け、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていく。

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。
- ・多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮をする。
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

《 学校における具体的な取組 》

1 学校における感染症対策

(1) 児童・教職員の健康観察の徹底

① 家庭での健康観察

ア 毎朝、登校前に「検温」し、「風邪症状の有無」を記録用紙に記入してもらう。

イ 発熱や、咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させるようにし、出席停止の扱いとする。

ウ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、保護者から事情をよく聴取し、学校での対策等を説明するなど保護者と十分な話し合いを行い、対応を決定する。

エ 医療ケアが必要な児童については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断してもらう。

② 学校での健康観察

ア 登校時に昇降口で検温カードを確認し、登校前に確認できなかった児童については、保健室等で検温及び風邪症状を確認し、異常のないことを確認後、教室に入る。

イ 朝の会での健康観察は、児童の様子を十分に観察しながら、入念に行う。

ウ 養護教諭は、記録用紙での報告を確認し、必要に応じて学級担任と相談する。個々の記録は、しっかりと残しておく。

エ 授業者は、常時児童の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な児童には、積極的に声をかけ、体調の変化の早期発見に努める。

オ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合、体調の優れない児童が見られた場合は、直ちに他の児童との接触を避けて別室で待機させ、速やかに保護者に連絡し、早退、休養させる。

カ 以下のような症状がある場合は、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや県西健康福祉センターへ相談を促す。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

○発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

(2) 日常の感染症対策の徹底

① こまめな手洗い・うがいの徹底

ア 清潔なハンカチと手ふき用タオルの携帯を指導する。

イ 十分な手洗い・うがいの徹底

・登校後、給食前、清掃終了後、外から教室に入るとき、トイレの後、くしゃみや鼻かみの後。

・多くの人に触れる場所や共用の教材・教具、情報機器などを触れた後など

② 換気の徹底

ア 可能な限り、窓は常時開けておくようにする。窓や出入口扉等を2か所以上開ける。気温についての対応等は、窓を閉めずに、空調機の利用や衣服で調整する。

イ 1時間に1回（5～10分程度）、窓や出入口を広く開けて換気する。

・休み時間は出入口を開ける（授業後に、各教科担任が指示する）。

・授業中でも、必要に応じて換気する。

ウ 空調利用時においても必ず換気を行う。

③ 児童や教職員などのマスクの着用の徹底

ア マスクの常時着用の指導と保護者への依頼

*市販マスクを購入できない場合への対応

・手作りマスクの利用（作り方 文部科学省 HP「子どもの学び応援サイト」に掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.htm

イ マスクを外したときの管理の指導（昼食時や運動時などファイルに入れる）

ウ 熱中症を含めた児童の健康管理の観点からマスクの着脱について指示する。

④ 咳エチケットの指導の徹底

ア 咳エチケットについての指導を行う。

⑤ 学校の保健管理の徹底

ア 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認する。

イ 各教室やトイレなどで、多くの児童や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日2回以上、教職員が消毒液を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

ウ 児童が触れる用具や備品については、できる限り共用を避けるようにする。共用を避けるのが難しい物や十分な消毒ができない物については、感染を防止するため、使用前後の手洗いを徹底するよう指導する。

⑥ 配席に関する配慮の徹底

ア 教室などにおける指導の際には、児童の席の間は、可能な限り離すようにする。（おおむね1～2m）

イ 対面しない。

ウ グループ活動を行う場合には、複数の教室や廊下などを利用し、児童が近距離で会話しないようにする。

(3) 学校給食の実施について

① 準備について

ア 給食当番の児童及び教職員等の健康状態、服装、手指の洗浄・消毒を確実に点検し、チェック票に記録する。

イ 当番に限らず全ての児童及び職員がマスクを着用する。

ウ 当番に限らず全ての児童及び職員が手洗い、消毒を行う。（必ず確認）

エ 配膳台・児童用机を消毒液で消毒する。

② 配膳について

ア おかずや汁物については、主に職員が配膳する。

イ 配膳台に密集しないように配慮する。

ウ 箸やスプーンの配り方については、口に入る部分に触れないよう指導する。

エ 配膳中はしゃべらないように指導する。

オ 自分の食する物は自分で準備するようにする。

③ 喫食について

ア クラスごとに喫食の場所をわけ、児童席の間隔を空ける。

イ 机は向かい合わせにしないようにする。

- ウ 会話は控えるよう指導する。
- エ 不要な出歩きはしないよう指導する。
- オ おかわりは、あらかじめ配前時に教職員が調整する。

④ 片付けについて

- ア 配膳台等に密集しないように配慮する。
- イ 全ての児童・教職員がマスクを着用し片付けを行う。
- ウ 自分の物は、各自で片付けるようにする。
- エ 残菜は、各自が使用した箸やスプーンを使って食缶に戻す。
- オ 片付け後は、全ての児童及び教職員が必ず手を洗い、給食当番は消毒もする。

⑤ その他

- ア 給食当番は、必要最小限の人数にとどめる。
- イ 給食当番が使用した白衣については、学校で一括して洗濯する

(4) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童が感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるよう指導する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

(5) 教育活動について

① 学習内容

児童が密集する活動や児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、内容を変更したり、単元の順序を変更したりする。

- ア 特に音楽の歌唱、器楽指導、家庭科の調理実習、体育の近距離で組み合ったり接触したりする競技などについては、感染防止の視点から活動を見直し、実施の時期を変更する。
- イ 行事については、感染状況を踏まえて、実施（実施内容の検討・縮小）・延期・中止の判断を鹿沼市教育委員会の方針に基づき、関係機関・PTAと検討し決定する。

② 清掃時の留意点

- ア 学級ごとの清掃とする。
- イ 清掃の仕方を工夫する。
- ウ マスクを着用し、無言清掃を徹底する。
- エ すべての窓を大きく開けて、清掃する。
- オ 終了後は、必ず石けんで手を洗う。

⑦ 登下校時の留意点

- ア 登校の際は、一定の距離を保ち、不要な接触がないように気を付けながら登校させる。
- イ 昇降口に多くの児童が密集しないように注意する。
- ウ 下校時に、児童が昇降口に密集しないよう、分散して教室を出す。
- エ 下校の際も、一定の距離を保ち、不要な接触がないように気を付けながら、下校させる。

⑧ 保護者や地域に向けて

- ア 感染防止に向けた教育活動について、通知やHP、メールをとおして周知し、理解と協力を得る。
- イ 学校における対応策を周知し、学校で行う取組で不安な点を早急に共有し、個別に配慮することを確認する。
- ウ 家庭での健康観察や管理については、検温、健康観察カードの記入やハンカチ、タオル、マスクの持参など具体的に依頼し連携を密に図ることのできる体制を整える。
- エ 授業における学習内容や行事の変更などについては、できるだけ早く通知して周知する。
- オ 家庭において、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動バランスのとれた食事について心がけるよう協力を求める。
- カ 児童の健康管理に関する情報については、積極的に家庭に発信する。

(6) 免疫力を高めるための指導

- ア 十分な睡眠、バランスのとれた食事については、健康観察などで確認し、個に応じた指導を行う。
- イ 適度な運動が行えるよう、休み時間の感染予防対策を充分に行い、外遊びを奨励する。

(7) 職員の感染症対策

***職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切になる。**

① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行ってから、出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や、風邪症状がある場合は、出勤しない。
 - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でも、マスクを使用する。
- エ 職場以外でも、不要不急の外出や、人の集まる場所等への出入りを控える。
- オ 感染者の発生状況をニュース等で各自チェックし、情報を把握する。
- カ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や、接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と児童の距離を保つ。
- ウ 業務場所を分散する。
- エ 会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

2 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

- ア 児童の感染が判明した場合
 - ・市教委の判断により、臨時休校とし、全児童を出席停止とする。
- イ 児童が、感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・濃厚接触者と認められる場合には、最低14日間は出席停止とし、症状を観察する。
- ウ 児童等に発熱等の風邪症状が見られるとき

エ 感染に対する不安等により、保護者が登校を見合わせたい場合

3 児童・教職員が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) 発生報告について

感染が確認された児童、濃厚接触者に特定された児童等について情報を得た場合は、市教育委員会及び学校医に報告する。

(2) 児童が感染した場合・・・児童は治癒するまで出席停止。

保健所が濃厚接触者の特定など必要な調査を行う

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の実施や期間について判断する。

(3) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は、病気休暇。

保健所が濃厚接触者の特定など必要な調査を行う

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の実施や期間について判断する。

(4) 児童や教職員が濃厚接触者に特定された場合

児童は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して最低14日の出席停止。

当該教職員は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して最低14日の自宅待機

(病気休暇)

《 参考 》

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和2年5月22日)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染対策本部 令和2年5月14日変更)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(文部科学省 令和2年5月1日)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等に関するQ&A」(文部科学省 令和2年5月13日)
- ・「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について(参考資料)」(栃木県教育委員会 令和2年5月8日)
- ・「鹿沼市小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(鹿沼市教育委員会)